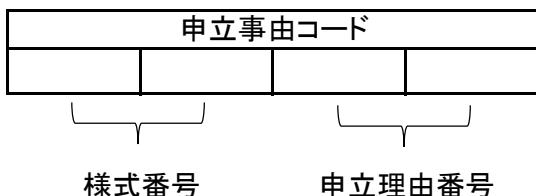


## 過誤申立事由コード一覧表

### (1)コード設定について

過誤申立事由コードは4桁の数字で構成されています。様式番号、申立理由番号の順で記載してください。



例: 通所介護の請求誤り(通常過誤)の場合

- ・サービス種類が通所介護のため様式番号は10
- ・請求誤りによる実績取下げの申立理由番号は02となるため、申立事由コードは1002と入力します。

### (2) 様式番号一覧

#### 【介護給付】

様式番号	サービス種類	明細書の様式
10	訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・地域密着型通所介護	様式第二
21	短期入所生活介護	様式第三
22	介護老人保健施設における短期入所療養介護	様式第四
2A	介護医療院における短期入所療養介護	様式第四の三
23	病院又は診療所における短期入所療養介護	様式第五
30	認知症対応型共同生活介護	様式第六
32	特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護	様式第六の三
34	認知症対応型共同生活介護(短期利用)	様式第六の五
36	特定施設入居者生活介護(短期利用)・地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)	様式第六の七
40	居宅介護支援(サービス計画費)	様式第七
50	介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設	様式第八
60	介護老人保健施設	様式第九
61	介護医療院	様式第九の二
70	介護療養型医療施設	様式第十

#### 【介護予防給付】

様式番号	申立対象項目	
11	介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所介護・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	様式第二
24	介護予防短期入所生活介護	様式第三
25	介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護	様式第四
2B	介護医療院における介護予防短期入所療養介護	様式第四の三
26	病院又は診療所における介護予防短期入所療養介護	様式第五
31	介護予防認知症対応型共同生活介護	様式第六
33	介護予防特定施設入居者生活介護	様式第六の三
35	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)	様式第六の五
41	介護予防支援(サービス計画費)	様式第六の七

#### 【介護予防・日常生活支援総合事業】

様式番号	申立対象項目	
10	訪問型サービス・通所型サービス・その他生活支援型サービス	様式第二の三
20	介護予防ケアマネジメント	様式第七の三

(3) 申立理由番号一覧

申立理由番号	申立理由
02	請求誤りにより実績取下げ
09	時効による保険者申立の取下げ
12	請求誤りにより実績取下げ(同月)
42	適正化(その他)による保険者申立の過誤取下げ
43	適正化(ケアプラン点検)による保険者申立の過誤取下げ
45	適正化(医療突合)による保険者申立の過誤取下げ
46	適正化(縦覧点検)による保険者申立の過誤取下げ
47	適正化(給付実績を活用した情報提供)による保険者申立の過誤取下げ
49	適正化(その他)による保険者申立の過誤取下げ(同月)
4A	適正化(ケアプラン点検)による保険者申立の過誤取下げ(同月)
4C	適正化(医療突合)による保険者申立の過誤取下げ(同月)
4D	適正化(縦覧点検)による保険者申立の過誤取下げ(同月)
4E	適正化(給付実績を活用した情報提供)による保険者申立の過誤取下げ(同月)
99	その他の事由による実績取下げ

※ 京都市等の運営指導により、過誤申立を行う場合には、申立理由番号99を選択して下さい。